

塾総合保険内容抜粋

賠償責任補償

保険金をお支払いする主な場合

塾・おけいこ教室の**経営者**の賠償責任（塾特別約款）

次のような事故に起因し、生徒や第三者の生命や身体を害したり、財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。）である塾の経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 所有、使用または管理する塾・おけいこ教室の施設または設備の不備が原因で生じた事故
- 塾・おけいこ教室の業務遂行（生徒の指導、監督等）に起因する偶然な事故

具体例

- 塾で火災が発生し、先生の誘導ミスで塾生徒がケガをした。
- 塾の床が雨漏りで濡れており、塾生徒が滑ってケガをした。
- 塾の看板が落ちて通行人がケガをした。



塾・おけいこ教室の**生徒**の賠償責任（塾生徒特別約款）

塾・おけいこ教室の管理下^(注)において、塾・おけいこ教室の生徒が他の生徒や第三者の生命や身体を害したり、財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者である生徒（または法定の監督義務者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注) 塾・おけいこ教室の管理下とは、塾・おけいこ教室の授業に出席している間（休憩時間を含みます）、授業開始前または終了後で塾・おけいこ教室の施設内にいる間、および塾・おけいこ教室が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間をいいます（塾・おけいこ教室と自宅または学校の間の往復上は「管理下」には該当しませんのでご注意ください）。以下、同様とします。

具体例

- 生徒が廊下を走っていて友達にケガをさせた。
- 休み時間に生徒があやまって机を倒してしまい、他の生徒の所持品をこわした。



お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。

被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任補償(塾特別約款、塾生徒特別約款)

次のいずれかに該当する事故・損害等に対しては保険金をお支払いしません。

(塾特別約款・塾生徒特別約款共通)

- 1 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 2 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 3 被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 4 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 5 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(塾生徒特別約款においては、被保険者が家事使用人として使用する者の身体の障害に起因する損害賠償責任を除きます。)
- 6 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任
- 7 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 8 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 9 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) 等

(塾生徒特別約款)

- 1 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
 - 2 被保険者の、または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
 - 3 航空機、船舶・車両^(注1)、銃器^(注2)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 等
- (注1) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場構内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものは含みません。
(注2) 空気銃を除きます。

(塾特別約款)

- 1 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
◇ 石棉等(アスベスト、石棉製品、石棉繊維、石棉粉塵)の人体への摂取または吸引
◇ 石棉等への曝露による疾病
◇ 石棉等の飛散または拡散
- 2 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 3 航空機、パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 4 自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 5 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 6 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損害
→ 漏水補償特約(塾用)をセットすることで補償できます。
- 7 塾の指導・助言の結果に起因して、塾の生徒が塾の管理下(塾の授業に出席している間(休憩時間を含みます。)、塾の授業開始前または授業終了後に塾施設内にいる間および塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間をいいます。)にない間に発生した事故による賠償責任
- 8 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 9 塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害 等

傷害補償

保険金をお支払いする主な場合

塾・おけいこ教室の生徒のケガ(塾生徒特別約款の傷害補償特約(オプション))

日本国内において、次の事故によって被保険者である生徒がケガ^(注1)を被った場合に傷害保険金をお支払いします。^(注2)

- 塾・おけいこ教室の管理下にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故^(注3)
- 塾・おけいこ教室との往復途上^(注4)にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故^(注3)

(注1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。

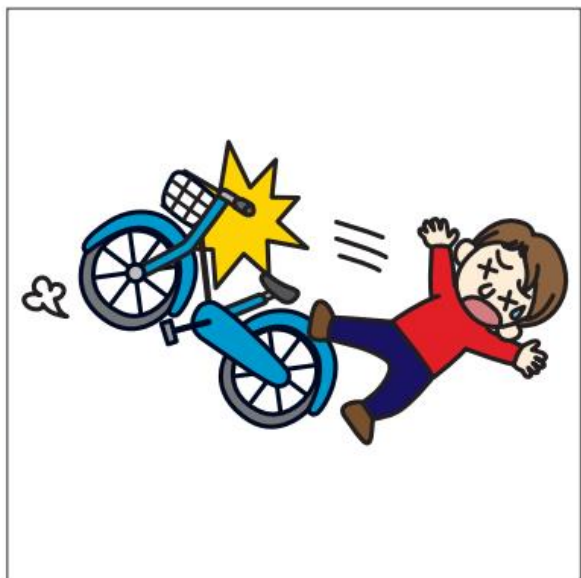
(注2) 健康保険、加害者からの賠償金の有無等に関係なくお支払いします。

(注3) 急激とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。偶然とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。外来とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

(注4) 塾・おけいこ教室との往復途上とは自宅または学校から塾・おけいこ教室の管理下に入るまでの間および塾・おけいこ教室の管理下を離れて帰宅するまでの間をいいます。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。

具体例

- 生徒が塾から自宅へ帰る途中、ケガをした。



お支払いする保険金

被保険者は塾・おけいこ教室に在籍する生徒の方となり、被保険者1名にあたり次の金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払する場合	保険金のお支払額
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 ※1政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 ※2被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 ※3同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 ※4既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合	「入院保険金日額」×「入院の日数」をお支払いします。 ※1事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。 ※2入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
通院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、通院された場合	「通院保険金日額」×「通院の日数」をお支払いします。 ※1通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 ※2事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 ※3入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 ※4通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。

※柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼・灸・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合

傷害(塾生徒特別約款の傷害補償特約)

次のいずれかに該当するケガ等に対しては保険金をお支払いしません。

- 1 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ
- 2 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 3 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- 4 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 5 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 6 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、当社が傷害保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、傷害保険金をお支払いします。)
- 7 戦争、その他の変乱、暴動によるケガ
- 8 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- 9 核燃料物質等の放射性、爆発性によるケガ
- 10 原因がいかなるときでも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 11 入浴中の溺水(ただし、当社が傷害保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 12 原因がいかなるときでも、誤嚥によって生じた肺炎 等

支払限度額、免責金額、保険金額について

支払限度額	セット		A
	賠償責任補償 (免責金額 1事故につき 1,000円)	経営者	身体障害 支払限度額
生徒		財物損壊支払限度額 (漏水補償特約セット)	1事故 100万円
保険金額	生徒	支払限度額 (身体障害・財物損壊共通)	1事故 2,000万円
		死亡・後遺障害保険金額	100万円
		入院保険金日額	1,000円
		通院保険金日額	500円